

令和8年(2026年)3月27日	
所 属	環境創造課
所属長	後藤 敦子
電 話	06-6489-6301

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画審査書の縦覧

尼崎市環境影響評価等に関する条例第10条第1項の規定に基づき提出のあった「尼崎西宮芦屋港末広地区埋立に係る環境影響評価実施計画書」(以下「実施計画書」という。)について、尼崎市環境影響評価審議会の意見を尊重しつつ、審査を行ったので、同条例第13条第3項の規定に基づき「実施計画審査書」及び「審議会意見書」の写しの縦覧を行います。

1 事業概要

(1) 事業者

所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名称 兵庫県

代表者名 兵庫県知事 齋藤 元彦

(2) 事業名

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業

(3) 事業予定地

兵庫県尼崎市末広町

(4) 事業内容・目的

尼崎西宮芦屋港港湾計画(令和6年(2024年)11月改訂)に基づき、尼崎市末広町の公有水面(約26ha)を埋め立て、RORO船のターミナルを作るもので、新たな物流需要に対応し、RORO船の定期航路を誘致することで、物流機能の強化とモーダルシフトを推進し、船舶大型化等に対応することなどを目的としたものです。

2 縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年(2026年)3月27日から令和8年(2026年)4月9日まで(開庁時間中のみ)

(2) 縦覧場所

尼崎市役所中館9階(環境創造課)、尼崎市市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、各保健福祉センター、各図書館

3 今後の予定

事業者は実施計画審査書にある環境の保全の見地からの意見を考慮して、実施計画書に検討を加え、環境影響評価の項目や調査・予測・評価の手法を選定したうえで、環境影響評価を行います。なお、環境影響評価の結果については、環境影響評価準備書として令和9年度に提出される予定となっています。

【参考】

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、一定規模以上の事業を実施する際に、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表することで、住民などの意見を聴きながら環境の保全・創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。

以 上

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画審査書

令和8年（2026年）3月

尼崎市

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和7年12月17日に提出のあった「尼崎西宮芦屋港末広地区埋立に係る環境影響評価実施計画書」について、尼崎市環境影響評価審議会の意見を尊重しつつ、審査を行ったので、環境の保全の見地からの意見を次のとおり述べる。

1 尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業の概要・目的

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業は、尼崎西宮芦屋港港湾計画（令和6年11月改訂）に基づき、尼崎市末広町の公有水面（約26ha）を埋め立て、RORO船のターミナルを作るもので、新たな物流需要に対応し、RORO船の定期航路を誘致することで、物流機能の強化とモーダルシフトを推進し、船舶大型化等に対応することなどを目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業内容を踏まえた環境影響評価の実施

現時点では、詳細な埋立工事の時期や工程、埋立土の搬入場所や経路等が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで環境影響評価を実施するとともに、可能な範囲で環境保全のための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業内容が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。

イ 環境影響評価項目の選定

環境影響評価法の想定する範囲にとらわれることなく、工事、存在及び供用の各段階において、現在及び将来の市民の良好な生活環境を確保するうえで必要と考えるものを環境影響評価項目として選定するとともに、事業計画・工事計画の具体化が進むにつれ、新たな環境影響が生じる恐れがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の区分

環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、または類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境負荷とこれらを回避・低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

エ 調査地点等の選定

調査地点、時期及び頻度等の選定に当たっては、各環境要素の特性、事業特性及び地域概況等を踏まえて適切に設定し、選定理由を示すこと。

(2) 個別事項

ア 水質

尼崎港は栄養塩濃度の高さや閉鎖性の高さから貧酸素水塊の発生源になりやすいこと、また、現在でも環境基準を達成していない項目があることなどを踏まえ、本事業による周辺の水域への影響について、適切な方法により調査等を実施するとともに、環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

イ 地盤変状

本事業は、既存の埋立地盤に隣接する形で新たな埋立を行う行為であり、隣接地に対して圧密沈下及び側方変位といった地盤変状の影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、その影響を回避・低減するための措置を検討すること。

ウ 植物

事業実施区域周辺において、藻場をつなぐ再生プロジェクトが進められていること、また、海藻類は浚渫工事等に伴って発生する浮遊物質の影響を特に受けやすいことなどを踏まえ、本事業による植物への影響について、適切な方法により調査等を実施するとともに、環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 生態系

外来種の混入した土砂の移動等に伴う生態系への環境影響を回避・低減するための措置を検討すること。また、護岸を整備するに当たっては、水生動植物の生育環境に配慮した護岸の整備を検討すること。

オ 人と自然との触れ合い活動の場・景観

本事業は、現在、公園として開放されている尼崎の森中央緑地の東隣に位置する公有水面を埋め立てて荷役施設等に変える行為であり、人と自然とのふれあい活動の場及び景観に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、その影響を回避・低減するための措置を検討し、緩衝緑地帯の整備等を実施すること。

カ 安全性

事業実施区域周辺は現在でも交通量が多いことから、工事関係車両及び供用後の港湾事業関係車両等による交通量の負荷軽減策及び歩行者等への安全性の確保について、十分検討を行うこと。

(3) その他

本事業の実施に伴って発生する騒音、振動及び悪臭等について、住民から苦情等が寄せられないよう十分に配慮するとともに、必要に応じて住民説明会を開催するなど、住民とのコミュニケーションを図りながら事業を実施すること。また、本事業に起因する苦情等が寄せられた場合は、苦情等の解決に向けて誠実に対応すること。

以 上

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申）

令和8年3月3日
尼崎市環境影響評価審議会

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき、令和8年1月16日に尼崎市長から意見を求められた「尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書」について、技術的・専門的な見地から審議を行ったので、次のとおり意見を述べる。

1 尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業の概要・目的

尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業は、尼崎西宮芦屋港港湾計画（令和6年11月改訂）に基づき、尼崎市末広町の公有水面（約26ha）を埋め立て、RORO船のターミナルを作るもので、新たな物流需要に対応し、RORO船の定期航路を誘致することで、物流機能の強化とモーダルシフトを推進し、船舶大型化等に対応することなどを目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業内容を踏まえた環境影響評価の実施

現時点では、詳細な埋立工事の時期や工程、埋立土の搬入場所や経路等が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで環境影響評価を実施するとともに、可能な範囲で環境保全のための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業内容が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。

イ 環境影響評価項目の選定

環境影響評価法の想定する範囲にとらわれることなく、工事、存在及び供用の各段階において、現在及び将来の市民の良好な生活環境を確保するうえで必要と考えるものを環境影響評価項目として選定するとともに、事業計画・工事計画の具体化が進むにつれ、新たな環境影響が生じる恐れがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。

ウ 環境影響評価項目の区分

環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、または類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることを留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境負荷とこれらを回避・低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

エ 調査地点等の選定

調査地点、時期及び頻度等の選定に当たっては、各環境要素の特性、事業特性及び地域概況等を踏まえて適切に設定し、選定理由を示すこと。

(2) 個別事項

ア 水質

尼崎港は栄養塩濃度の高さや閉鎖性の高さから貧酸素水塊の発生源になりやすいこと、また、現在でも環境基準を達成していない項目があることなどを踏まえ、本事業による周辺の水域への影響について、適切な方法により調査等を実施するとともに、環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

イ 地盤変状

本事業は、既存の埋立地盤に隣接する形で新たな埋立を行う行為であり、隣接地に対して圧密沈下及び側方変位といった地盤変状の影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、その影響を回避・低減するための措置を検討すること。

ウ 植物

事業実施区域周辺において、藻場をつなぐ再生プロジェクトが進められていること、また、海藻類は浚渫工事等に伴って発生する浮遊物質の影響を特に受けやすいことなどを踏まえ、本事業による植物への影響について、適切な方法により調査等を実施するとともに、環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。

エ 生態系

外来種の混入した土砂の移動等に伴う生態系への環境影響を回避・低減するための措置を検討すること。また、護岸を整備するに当たっては、水生動植物の生育環境に配慮した護岸の整備を検討すること。

オ 人と自然との触れ合い活動の場・景観

本事業は、現在、公園として開放されている尼崎の森中央緑地の東隣に位置する公有水面を埋め立てて荷役施設等に変える行為であり、人と自然とのふれあい活動の場及び景観に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、その影響を回避・低減するための措置を検討し、緩衝緑地帯の整備等を実施すること。

カ 安全性

事業実施区域周辺は現在でも交通量が多いことから、工事関係車両及び供用後の港湾事業関係車両等による交通量の負荷軽減策及び歩行者等への安全性の確保について、十分検討を行うこと。

(3) その他

本事業の実施に伴って発生する騒音、振動及び悪臭等について、住民から苦情等が寄せられないよう十分に配慮するとともに、必要に応じて住民説明会を開催するなど、住民とのコミュニケーションを図りながら事業を実施すること。また、本事業に起因する苦情等が寄せられた場合は、苦情等の解決に向けて誠実に対応すること。 (以 上)